



資料 3 - 1

第 2 0 2 3 0 0 2 9 9 9 8 5 号

令和 6 年 2 月 2 7 日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局

局長 鈴木 由香利

(公 印 省 略)

特定水産資源するめいかの令和 6 管理年度における知事管理区分
に配分する漁獲可能量について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定
により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項の規定
により諮問します。

(担当 漁業調整課 野々村、電話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 3 0 3、ファクシミリ
0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 3 1)

【別紙】

特定水産資源するめいかに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に 配分する漁獲可能量について

○農林水産大臣から配分通知資料のとおり、漁業法第 15 条に基づき特定水産資源するめいかについて、令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）の都道府県別漁獲可能量の配分が示された（同時に通知のあったすけとうだらは系群外のため、配分はなかった）（資料 3-3）。

○都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第 16 条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を定め、管理する必要がある。

○鳥取県の漁獲可能量は「現行水準」（※）となっており、鳥取県資源管理方針による、するめいかの鳥取県知事管理区分は「鳥取県するめいか漁業」のみであり、鳥取県資源管理方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する」こととなっていることから、するめいか漁業の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めるもの。

（※）全体の漁獲量のうち、おおむね 80% の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない（漁獲量の報告は必要）。

1. 農林水産大臣からの本県への配分（資料 3-3）

令和 6 管理年度鳥取県割当数量（知事管理分）

するめいか：現行水準（目安数量 100t 未満）

<参考：するめいか漁獲量>（単位：t）

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023
TAC 報告量	56	92	74	66	74	43

※2018～2023 年は 100t を上回っていないことから、令和 6 管理年度の現行水準（目安数量 100t 未満）は越えない見込み

<参考：令和 6 管理年度するめいか TAC 配分>

●大臣管理分（単位：t）

沖合 底びき網漁業	大中型 まき網漁業	大臣許可 いか釣り漁業（30t 以上）	小型するめ いか釣り漁業（5t 以上 30t 未満）
5,600	1,600	6,100	7,700

●知事管理分（単位：t）

都道府県名	北海道
TAC 配分	2,400

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、**鳥取県**、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県については、現行水準

●留保枠（単位：t）50,200

2. 公表までの流れ（資料 3-4）

海区委員会への諮問⇒答申⇒農林水産大臣への承認申請⇒承認⇒公表（ホームページ）



5 水管第 3048 号
令和 6 年 2 月 13 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.19%	100 トン未満

（注記）基本シェアの算定期間（すけとうだらは令和 2 年から令和 4 年、するめいかは平成 30 年から令和 2 年）の平均漁獲実績が 1 トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。